

## プラン 2 1 推進委員会設置要綱

制定 平成15年4月1日 教育長決定  
要綱第13号

(設置)

第1条 品川の教育改革「プラン21」の諸課題を総合的に検討し、各事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、プラン21推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校選択制に関すること。
- (2) 特色ある学校づくりの展開に関すること。
- (3) 教育活動の成果を基盤とした学校づくりに関すること。
- (4) 放課後学習等の支援に関すること。
- (5) 小中一貫校に関すること。
- (6) 教科再編に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育改革の実践に必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 品川区立小学校長会代表 2名
- (2) 品川区立中学校長会代表 2名
- (3) 品川区立幼稚園長会代表 1名
- (4) 品川区立小学校教頭会代表 1名
- (5) 品川区立中学校教頭会代表 1名
- (6) 品川区立小学校PTA連合会代表 2名
- (7) 品川区立中学校PTA連合会代表 2名
- (8) 学識経験者 1名
- (9) 教育委員長
- (10) 教育長

2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員のうちから互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員会に出席できないときは、その職務を

代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、年度を単位とし、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、諸課題の検討状況に応じ、必要な回数を調整のうえ開催する。

(他の検討組織)

第6条 委員会は、個別の課題を検討するために、必要に応じて別に検討組織を設けることができる。

(経費)

第7条 委員会に要する経費は、予算の範囲内で別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。